

令和 5・6 年度 檜葉町入札参加資格審査申請書提出要領

檜葉町が行う競争入札に参加を希望する方は、下記の事項に留意し、入札参加資格審査の申請をしてください。

1 申請書提出期間

令和 5 年 1 月 4 日（水）から令和 5 年 1 月 31 日（火）まで（当日消印有効）

2 申請資格要件

次の要件のすべてに該当しない方が、申請できます。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する欠格事項に該当する方（競争入札に係る契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方）
- (2) 法令の規定により営業に関し、許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない方
- (3) 法人で法人税、消費税及び地方消費税、法人住民税、法人事業税、自動車税種別割、自動車檜葉町に納めるべき町税を納付していない方、個人で申告所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、自動車税種別割、檜葉町に納めるべき町税を納付していない方
- (4) 檜葉町暴力団排除条例（平成 26 年 6 月 20 日条例第 9 号）に規定する暴力団員及び暴力団員等並びに社会的非難関係者に該当する方
- (5) 工事等に関して、保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から 2 年を経過していない方
- (6) 入札参加資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した方
- (7) 檜葉町が発注する工事等において、次のいずれかに該当したことにより、檜葉町が実施する指名競争入札への参加を停止されている方
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
 - ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた方
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた方
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった方
 - カ 上記のいずれかに該当し、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した方

※ 上記（7）により、檜葉町が実施する競争入札への参加を停止されている方については、停止期間満了後の 30 日以内に限り申請を受け付けます。ただし、登録期間は、登録をした日から登録期間の末日までとします。

3 登録期間（資格の有効期間） 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 審査基準日 令和 5 年 1 月 1 日

5 審査方法等

- (1) 本要領により提出された申請書類は、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加

者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和 61 年 10 月 1 日訓令第 1 号)第 4 条の規定に基づき、必要な審査をし、資格審査委員会の審議を経たのち、町長の認定を受けることになります。

- (2) 申請区分は、建設工事の部、測量等の部、物品等(製造・修繕・物品購入)の部及び物品等(業務・役務)の部に分けて、その区分ごとに審査いたします。

6 審査結果の通知

本審査の結果は、審査申請封筒に封入していただいた審査結果の返信用封筒に「入札参加資格審査結果通知書」を封入し 3 月末頃までに申請者に通知します。

7 審査申請書類の申請方法

- (1) 一般書留郵便、簡易書留郵便またはレターパック(青・赤)による郵送とします。

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため

※ なお、封筒の表側に朱書きで「入札参加資格審査申請書在中(〇〇の部)」と記入してください。また、申請書類の受領(受付)確認用と審査結果の通知用として、返信用封筒(長形 3 号)2 枚(切手貼付・宛名(会社名)・郵便番号、住所を記載したもの)を同封の上、申請してください。

○送付先 住所 〒979-0696 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5-6
檜葉町役場 総務課 財産管理係

- (2) 申請書類綴じ方

申請書類は、チェックリストの番号順に、グリーン購入法に適合した A4 判フラットファイルに綴じてください。また、ファイルの表紙、背表紙に「入札参加資格審査申請書」及び「自社名」の文言を表記してください。

フラットファイルの色は、下記のとおりです。

- ・建設工事の部・・・ブルー
- ・測量等の部・・・ピンク
- ・物品等(製造・修繕・物品購入)の部・・・グリーン
- ・物品等(業務・役務)の部・・・イエロー

- (3) その他

ア 期限を過ぎて提出された申請書は、收受(受付)できません。

イ 申請年月日は、郵便発送年月日(投函年月日)としてください。

ウ 各証明書は、それぞれの発行官公署の定めた様式とし、証明年月日は、申請日から遡って、3 か月以内のものを提出してください。

エ 申請書類の様式は、本町ホームページからダウンロードできるほか、総務課において申請書類を配布しています。

オ 申請書類に不備等がある場合は、ファクシミリにてその内容を連絡しますので、受付期間内に訂正又は追加をして、再度、郵送により提出してください。

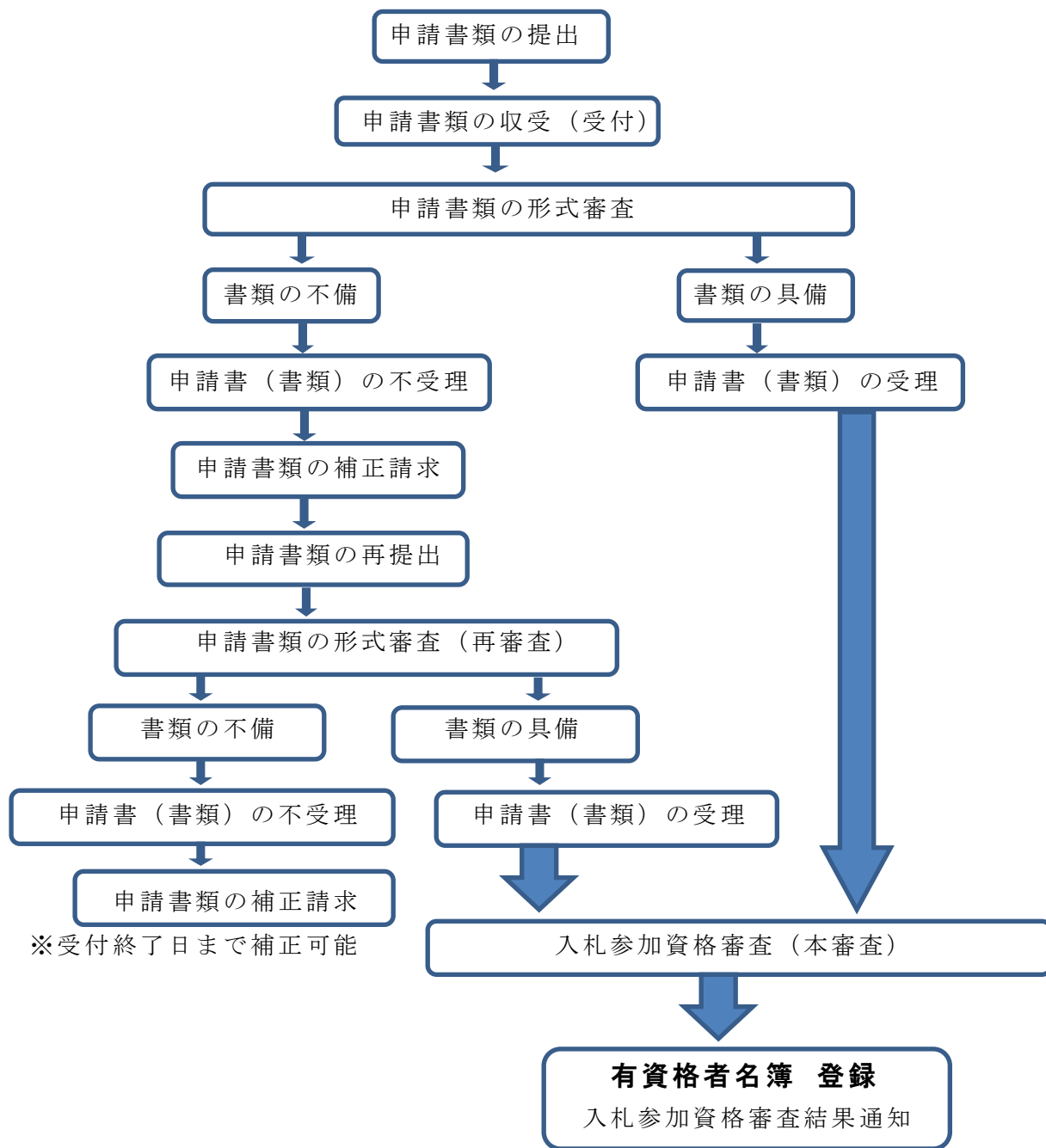
なお、申請内容の訂正又は不備のある申請書類の補正は、受付期間中であれば、応じます。十分確認の上、提出してください。

問い合わせ先 檜葉町総務課 財産管理係
電話(代表) 0240(25) 2111 内線 223
(直通) 0240(23) 6100
FAX 0240(25) 5564

(参考)

入札参加資格審査の流れ

申請書類の受付開始 令和5年1月4日(水)



申請書類の受付終了 令和5年1月31日(火) 当日消印有効

注意 入札参加資格審査申請書提出要領を熟覧の上、申請書類を作成してください。
不備のある申請書類は、受付期間内であれば差し替え可能です。

